

「マルチステークホルダー方針」

当社は、「お客様・社員・国際社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、ものづくりを通して、持続可能な社会への貢献と自社の持続的成長の双方を目指しております。従業員、取引先、顧客、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げを含む労働環境の改善について、社会情勢や経営環境を考慮しつつ、継続的に取り組んでおります。教育訓練等については、階層別教育や各種研修を実施するとともに、通信教育の費用補助など従業員が自律的に成長できる環境を整備しています。また、ものづくり現場のデジタル人材を育成する「ファクトリーサイエンティスト協会」へ協賛し、多くの従業員を派遣しております。今後もこうした人材育成の活動を継続し、従業員と会社が共に持続的に成長・発展していくことを目指してまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/102631-05-18-aichi.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月3日

(2025年6月20日 パートナーシップ構築宣言のURL変更による更新)